

同等品で対応される場合の手続きについて

物品見積依頼書の同等品欄で「可」と表示のある物品については、品名・規格欄に例示品として示した品物のほか、それと同等以上の品物（以下「同等品」という。）による応札が可能です。

同等品による応札の場合は、以下の手続きにより事前に同等品承認を受けてください。

1 同等品の定義

同等品とは、規格・品質が例示品と同等以上であるものをいいます。なお、仕様書の規格には記載されていない事項を満たさない物品について、同等品と認められない場合があります。

2 同等品確認の方法

同等品の承認を受けようとする方は、「同等品確認書」（様式第2号）に次の資料等を添付の上、指定する日時までに担当課へ提出してください。

○同等品候補の掲載されたカタログ・価格等の資料（コピー可）

3 同等品確認結果の通知

指定する日時までに提出された同等品確認書については、同確認書の「同等品確認結果」欄に、[認めます・認めません]の別を記載して、見積書提出期限の前日午後5時までにファクシミリで通知します。